













地域材使用に関する共通ルールの、具体的取り組み内容が確認できるように、使用部位、使用量、使用割合を記入

様式4(省エネ)

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

地域材使用量計画表

記入例 3

・邸名

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

共通ルールの内容

母屋、棟木、垂木、間柱の全てに地域材を使用する。

・地域材を利用する部材の使用量計画表 (注1,2,3)

共通ルールで定めた使用部位 (注3)	材積 (注4,5,6,7)				共通ルールで定めた使用割合、使用量					
	対象部位毎の使用量の合計(A)		単位	左欄のうち「地域材」に該当する使用量(B)		単位				
母屋	0	8	2	m3	0	8	2	m3		
棟木	0	2	8	m3	0	2	8	m3		
垂木	1	2	4	m3	1	2	4	m3		
間柱	1	4	8	m3	1	4	8	m3		
合計	3	8	2	m3	3	8	2	m3		
対象木材の使用割合 (B/A×100)					1	0	0	%	母屋、棟木、垂木、間柱の全てに地域材を使用	
合計										
対象木材の使用割合 (B/A×100)									%	
構造材(柱・梁・桁・土台)					1	0	6	7	m3	
2次部材 (母屋・棟木・大引・束)					4	3	5	m3		
羽柄材(根太・垂木)					0	5	0	m3		
仕上材(床材)					0	7	2	m3		
合計					1	6	2	4	m3	延べ床面積 123.32㎡ 123.32㎡×0.12㎡/㎡=14.79㎡<16.24㎡ ∴OK
対象木材の使用割合 (B/A×100)									%	

記入例 4

共通ルールの内容

延べ床面積1㎡あたり0.12㎡以上の地域材を使用する。

共通ルールの適合が確認できる計算式を記入

- (注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たす使用部位は、共通ルールに合わせて修正、共通ルールでは部位を指定していないが、対象とした部位を記入
- (注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。
- (注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。
- (注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦柱、上下柱	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

- (注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。
- (注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、使用割合を定めている場合は、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注7) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、使用量を定めている場合は、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交5 (3) (棟別)

地域材使用に関する共通ルールの、具体的取り組み内容が確認できるよう、使用部位、使用量、使用割合を記入

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

様式4(省エネ)

地域材使用量計画表

・邸名

記入例 5

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

・地域材を利用する部材の使用量計画表 (注1,2,3)

**共通ルールの内容**  
柱には杉の地域材を100%使用し、梁、桁には地域材を50%以上、土台と合わせて全体で70%以上の地域材

共通ルールで定めた使用部位 (注3)	材積 (注4.5,6,7)				左欄のうち「地域材」に該当する使用量 (B)				
	対象部位毎の使用量の合計 (A)				単位				
柱	3	8	2	m3	3	8	2	m3	
梁・桁	6	5	7	m3	3	4	2	m3	
土台	1	2	4	m3	1	2	4	m3	
合計	1	1	6	3	m3	8	4	8	m3
対象木材の使用割合 (B/A×100)					7	2	%	柱・梁・桁・土台の70%に地域材を使用	
全体の共通ルールはこの欄に記入									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)									
下地材 (間柱・内部胴縁・天井野縁)					2	3	8	m3	
仕上材(カウンター材)					1	ヶ所			仕上材は1ヶ所以上(床材、壁材、カウンター材等)
共通ルールで定めた部位の中で、対象とした内容を記入									
合計									
対象木材の使用割合 (B/A×100)									

部位ごとの共通ルールは、この欄に記載し共通ルールを確認する計算式を記入

記入例 6

**共通ルールの内容**  
下地材は間柱、内部胴縁、天井野縁に使用し、仕上材は1ヶ所以上(床材・壁材・カウンター材等)に使用する。

対象とするもの毎に共通ルールを記入

(注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)

(注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。

(注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。

(注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。

※2 大引は含まれません。

(注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

(注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注7) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の**単位を記入**してください。

在来工法等



< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交5(4)(棟別)

地域材使用に関する共通ルール、具体的取り組み内容が確認できるように、使用部位、使用量、使用割合を記入

- ・グループを通して、同じ形式でまとめてください。
- ・グループ内で、対象としている部位に違いがないか確認してください。

様式4(省エネ)

地域材使用量計画表

記入例 7

・邸名

邸名	〇〇 〇〇邸
----	--------

共通ルールの内容

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の50%以上に地域材を使用する。主要構造材と合わせて構造材全体で80%以上に地域材を使用する。

・地域材を利用する部材の使用量計画表 (注1,2,3)

共通ルールで定めた使用部位 (注3)	材積 (注4,5,6,7)				共通ルールで定めた使用割合、使用量					
	対象部位毎の使用量の合計(A)				左欄のうち「地域材」に該当する使用量(B)					
	合計	単位		合計	単位					
柱	3	8	2	m3	3	8	2	m3		
梁・桁	6	5	7	m3	3	4	2	m3		
土台	1	2	4	m3	1	2	4	m3		
合計	1	1	6	3	m3	8	4	8	m3	
対象木材の使用割合 (B/A×100)					7 2 %					
主要構造材 (柱・梁・桁・土台)	1	1	6	3	m3	8	4	8	m3	
2次部材 (母屋・棟木・大引・束)	6	3	5	m3	6	3	5	m3		
2次部材 (間柱・筋交等)	2	8	3	m3	2	8	3	m3		
合計	2	0	8	1	m3	1	7	6	6	m3
対象木材の使用割合 (B/A×100)					8 4 %					
合計										
対象木材の使用割合 (B/A×100)					%					

前段の共通ルールを記入

共通ルールに応じて集計し、使用割合も算定

後段の共通ルールを記入

- (注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるように記入し、グループを通して、同じような形式でまとめてください。(使用部位は、共通ルールに合わせて修正、追記してください。)
- (注2) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容に合うよう集計し記入してください。
- (注3) 地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助の加算を受ける場合は、主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する必要があります。
- (注4) 工法に応じた部位名を記載してください。在来工法の主要構造材(柱・梁・桁・土台)を他の工法で読み替える場合は、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。

在来工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦柱、上下柱	床根太、端根太 ※1	頭つなぎ	土台 ※2

※1 1階(最下階)床は含まれません。 ※2 大引は含まれません。

- (注5) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。
- (注6) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、使用割合を定めている場合は、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注7) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、使用量を定めている場合は、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。
- (注8) 共通ルールに応じて「単位」欄に、「m3」「m2」「枚」等の単位を記入してください。

在来工法等

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

例一交6 (棟別)

事業者名を記入する際によくある間違い。

- ・「株式会社」の記入漏れ
- ・前(株)、後(株)の誤記
- ・名称の誤記「木材」と「材木」
- ・新字と旧字の使い分け「斎」と「齋」、「桜」と「櫻」など
- ・構成員外の事業者→構成員追加の計画変更の手続きが必要。この場合、交付決定が保留されま

様式5(省エネ)

適用申請書<様式2-2・I~IV>の「**構成員番号**」の番号を記入

追加の事業者は、計画変更申請書の追加構成員リストの「NO.」を記入

木材供給体制計画表

・対象住宅における地域材供給体制計画表

事業者の追加や、事業者名の変更に関する計画変更を行った場合は、最後に**計画変更を行った時期(回数)**を記入

I. 原木供給		事業者名		事業者名	
No.	変更				
a	I- 1	〇〇県森林組合		I-	
	I- 4	◇◇林業		I-	
	I- 2	1	□□県森林組合	I-	
	I-			I-	
b	〇	海外事業者 : 構成員ではない		組みとし	
		その他(理由: )			
II. 製材・集成材製造・合板製造		事業者名		事業者名	
No.	変更				
a	II- 1	有限会社△△製材		II-	
	II- 2	1	◎◎グループラム材	II-	
	II- 4	株式会社■ ■ 木		II-	
	II-			II-	
b		海外事業者 : 構成員ではない海外の製材等事業者から供給。(グループの取り組みとして認められている場合に限る。)			
		その他(理由: )			
III. 建材(木材)流通 (VII. 木材を扱わない流通)		事業者名		事業者名	
No.	変更				
a	III- 1	〇		VII-	
	III-			VII-	
	III-			VII-	
b	〇	流通事業者なし : 流通事業者を介さず地域材を調達。			
		商流 : 伝票のみを扱う <b>構成員ではない中間流通事業者</b> (木材の加工・梱包等には関与しない流通事業者)を含む。			
		その他(理由: )			
IV. プレカット		事業者名		事業者名	
No.	変更				
a	IV- 3	□□プレカット株式会社(賃加工等)			
b		賃挽き・賃加工 : 賃挽き・賃加工であるため <b>構成員ではないプレカット事業者</b> で行う。			
		請者(VI. 施工)が、 <b>自社工場や手刻み</b> により木材加工を行うためプレカット事業者を含まない。			

「海外事業者」欄に〇を付けることができるグループは、次の全てに該当する場合が該当

- 1-適用申請書(様式2-1)の地域材の産地に「国外」の記載がある場合。
- 2-適用申請書(様式2-2)の業種区分I~IVの上部の欄に、構成員を含まない理由が記載されている場合。

この欄に記載する事業者は、グループに登録されている構成員で、地域材を扱う事業者のみ記入

「b」欄は、構成員を含まず地域材を供給する場合は「〇」を記入

※ 地域材の供給に、**構成員登録を行っている中間流通事業者**を含む場合は、「a欄」の事業者名の後に「(商流)」と記入してください。

「商流」の注意事項

賃挽き・賃加工を行う構成員のプレカット事業者を含む場合は、事業者名の後に「賃加工等」と記入

「賃挽き・賃加工」の注意事項

- 制計画表」の記載に関する注意事項>
1. 事業者名を「a欄」に記入してください。
  2. 計画変更の構成員番号を記入してください。その後、**計画変更で名称の変更**を行った構成員の場合は、変更の手続きを行った**計画変更の時期(回数)**を「変更」欄に記入してください。
  3. **計画変更で追加した構成員**の場合は、**計画変更時に提出した「グループ構成員の追加申請」の「No.」を上記の「No.」欄に記入し**、追加の手続きを行った**計画変更の時期(回数)**(追加後に名称を変更した場合は、その手続きを行った**計画変更の時期(回数)**)を「変更」欄に記入してください。
  4. 一部の業種において**構成員を含まず地域材を供給**する場合は、その理由を「b欄」から選択し該当する事項に「〇」を記入してください。例に無い場合は「その他」を選択し、構成員を含まない理由を記載してください。

グループが採択された認証制度のうち、「地域材」として供給する認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認いただいたうえで、事業者を選定してください。

< 交付申請書の記入例 & 作成要領 >

様式6 (省エネ)

例一交7 (棟別)

採択された共通ルール (具体的取組内容) は必須条件です。  
 具体的取組内容が全て記入し、対象住宅がこれらの内容に適合していることを確認してください。

【確認者記入用】

邸名	グループ番号
----	--------

・採択された要件の確認 (1) ~【地域材】

使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	適用申請書様式2-1A欄でチェックした内容、又は記載した地域材の名称、産地を正確に記入	国内・国外	
※採択された地域材のうち、対象住宅で使用する(予定の)地域材を記入してください。	<input type="checkbox"/> 合法木材証明制度を利用する	全国	〇〇県木材認定制度 △△県産材証明制度	③	国内
	<input type="checkbox"/> 合法木材証明制度を利用する	国外		③	国外
	<input type="checkbox"/> PEFC認証制度を利用する	国外		②	国外
	<input type="checkbox"/> SGEC認証制度を利用する	全国		②	国内
	<input type="checkbox"/> FSC認証制度を利用する	全国		②	国内
	<input type="checkbox"/> FIPC認証制度を利用する	全国		②	国内
	<input checked="" type="checkbox"/> 〇〇県産材スギ	全国			①
<input checked="" type="checkbox"/> 〇〇県産材スギ及びヒノキ	全国		①	国内	

適用申請書 様式2-1のA欄に記載の地域材の名称、

・採択された要件の確認 (2) ~【グループの共通】

地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み		適用申請書<様式3-3>の「具体的取組内容」欄から転記します。記入箇所違い、誤記、具体的取組内容以外の記載、等の間違えが多いのでご注意ください。
①地域材利用に関する共通ルール (必須)	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半にグループ指定の地域材を使用し、柱は4寸角以上の材を使用する	
②地域材利用の1棟当たりの割合 (必須)	<input type="checkbox"/> 10%未満 <input type="checkbox"/> 10%以上 <input type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 80%以上	
③標準的な地域材の使用部位 (必須)	主要構造材 土台: <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している 柱: <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している 梁・桁等の横架材等: <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している 羽柄材 間柱、根太、垂木等 造作材 枠材、廻縁等 板材 壁板、床板等	対象住宅について、共通ルールが適合していることを確認した場合は確認者と確認欄に「〇」を記入

適用申請書 様式3-3の「4.地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する」

・グループ事務局及び申請事業者の確認

今回、補助金交付申請を行う対象住宅について、採択要件(共通ルール)に適合していることを確認いたしました。

グループ事務局担当者名	確認欄	申請事業者代表者名	確認欄
優良 二郎	〇	長持 住夫	〇

対象住宅について、共通ルールが適合していることを

・三世代同居対応住宅の要件の確認(加算対象の場合に記入)

調理室	浴室	便所	玄関
2	1	2	1

三世代同居対応住宅の要件について対象設備の数を記載ください。

対象住宅に設置する個数を記入して下さい。↑

上記の通りであることを証明します。

資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号 氏名 印

・対象住宅の要

省エネ講習会を未受講の場合は、受講予定に「〇」

※実績報告時まで受講

対象住宅に関する講習会	住宅省エネルギー技術講習会(施工技術者講習会、設計者講習会)	施工講習会	<input checked="" type="checkbox"/>	設計講習会
-------------	--------------------------------	-------	-------------------------------------	-------

対象住宅に関わる講習会の修了(予定)者の区分 (次のいずれかに「〇」)

(イ) 対象住宅が 省エネ講習会の修了者、または修了予定者が対象住宅に関わる区分に「〇」

※1 同等の講習会かどうか不 区分が決まっていない場合は、関わる予定の区分に「〇」

(注)この用紙の大きさは、日本

**提出は原本です。**

ください。2戸以上の対象住宅について申請する場合

## 性能向上計画の認定を受ける予定であることの誓約書

### 性能向上計画認定住宅の、請負契約による住宅のみ提出

地域型住宅グリーン化事業の補助金交付申請を行う以下の住宅について、性能向上計画の認定を今後受けることに間違いありません。

また、性能向上計画の認定を受けることができなかった場合において、交付決定が取り消されることについて、一切異議を申し立てません。


平成 年 月 日

#### < 建設地 >

建設地の地名地番
----------



補助金を申請する事業者代表印

#### < 補助金申請者記入欄 >

補助金申請事業者名 <b>環境 工務店</b>	代表者印 
代表者名 <b>□□ □□</b>	

工事請負契約書と同一の印を使用する

#### < 対象住宅の建築主 >

建築主氏名 <b>○○ ○○</b> <b>○○ △△</b> 自筆・自署	建築主印  
--	--

連名の場合：同一印は不可、違う押印である

工事請負契約書と同じ印鑑を押印してください ↑

※ 本誓約書の提出をもって性能向上計画の認定がなされるものではありませんのでご注意ください。

※ 性能向上計画の認定の詳細につきましては、建設地の所管行政庁にお問い合わせください。

※ 交付申請までに認定がおりている場合は審査員が求めたら速やかに提出いただきます。